

## 構造計算適合性判定申請チエックリスト

### 申請予定建築物

|       |  |
|-------|--|
| 建築物名称 |  |
|-------|--|

### 確認の申請状況

|           |  |
|-----------|--|
| 申請状況      | <input type="checkbox"/> 申請済<br><input type="checkbox"/> 未申請 |
| 申請（予定）機関名 |  |

### 申請手数料

| 延べ面積※1  | 手数料                                |
|---|------------------------------------|
| 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの                          | <input type="checkbox"/> 157,000 円 |
| 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの | <input type="checkbox"/> 209,000 円 |
| 2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの | <input type="checkbox"/> 240,000 円 |

※1 構造計算適合性判定申請書第3面【2.延べ面積】に記載する面積にて判断願います。

### チェックリスト

| 申請予定建築物※2   | 該当の有無  |       |
|---|--------|-------|
|   | 該当する※3 | 該当しない |
| 延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超える建築物  |        |       |
| 令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物  |        |       |
| 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物   |        |       |
| 法第20条第1項第2号のイ及び第3号のイの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するの  |        |       |
| 高さが31mを超える建築物   |        |       |
| 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物  |        |       |
| 構造耐力上主要な部分に設計基準強度 36N/mm <sup>2</sup> 以上のコンクリートを使用する建築物   |        |       |
| 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による下記の建築物<br>・平成12年建設省告示第2009号（免震建築物）<br>・昭和58年建設省告示第1320号（プレストレストコンクリート造）<br>・平成14年国土交通省告示第463号（システムトラス）<br>・平成14年国土交通省告示第464号（コンクリート充填鋼管造）<br>・平成14年国土交通省告示第666号（膜構造）<br>・平成13年国土交通省告示第1641号（薄板軽量形鋼造）<br>・平成14年国土交通省告示第410号（アルミニウム合金造）<br>・平成15年国土交通省告示第463号（鉄筋コンクリート組積造） |        |       |
| 令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた下記の構造方法を用いた建築物<br>・平成25年国土交通省告示第771号第3第4項2号（特定天井）   |        |       |
| その他知事が必要と認める建築物   | ※4     | ※4    |

※2 建築物の2以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分で判断してください（構造計算適合性判定申請書第3面の建築物独立部分別概要ごとに判断してください。）。

※3 申請予定建築物が各項目のいずれかに該当する場合、直接、指定構造計算適合性判定機関へ判定を申請してください。なお、申請予定建築物が複数ある場合、いずれか1の建築物が委任する範囲の建築物に該当するときは、構造計算適合性判定に係る建築物すべてを指定構造計算適合性判定機関に申請してください。

※4 事前届等にて、申請予定建築物が知事の判定対象であるかどうかを知事が審査します。その他知事が必要と認める建築物に該当する場合、判定対象でない旨の通知書の写しを添えて指定構造計算適合性判定機関へ判定を申請してください。